

## ◎平成31年3月農業委員会議事録

開催日時 平成31年3月11日(月) 午前9時30分

開催場所 嘉島町役場2階庁議室

農業委員出席者 下田 司 佐藤光志 村上卓也 友田 廣  
岡 牧生 中山 忍 岩永俊夫 西岡敏春  
松永雄治 吉田二郎 山内秀一 森田義美  
森下文夫 高木勝美 榮 恵 林田 篤  
本田博士

事務局出席者 高田克明 篤岡潤一郎 柿本桃花

1 開 会 高田事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長  
議事録署名人として、村上卓也委員、友田廣委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第30号 農地法第3条の届出について
- 2) 報告第31号 農地法第5条の届出について
- 3) 議案第34号 農用地利用集積計画承認申請について
- 4) 議案第35号 春の農作業基準賃金の設定について
- 5) 議案第36号 農地法第52条の情報提供について
- 6) 議案第37号 下限面積の設定について
- 7) その他

5 閉 会

○報告第30号 農地法第3条の届出について

議 長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第30号農地法第3条の31項の規定による届出が3件あつ

ております。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。報告第30号1枚目をお開きください。番号1。通知者。所有者。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。取得者。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件、大字下六嘉字金屋町地番〇〇〇〇。地目、田。面積2,516㎡。同じく大字下六嘉字永田地番〇〇〇〇。地目、田。面積3,009㎡。同じく大字下六嘉字久保地番〇〇〇〇-〇。地目、田。面積1,193㎡。同じく大字下六嘉字久保地番〇〇〇〇-〇。地目、田。面積1,700㎡。同じく大字下六嘉字大門ノ下地番〇〇〇〇-〇。地目、田。面積447㎡。大字井寺字弥四郎地番〇〇〇〇。地目、畑。面積39㎡の計8,904㎡。権利を取得した事由は、相続で、権利を取得した日は、平成31年1月9日。届出日は平成31年2月19日。あっせん等の希望はありません。

次のページをお開きください。番号2。通知者。所有者。嘉島町鯉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。取得者。嘉島町鯉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇〇〇〇。申請物件、大字鯉字宮園地番〇〇〇〇〇。地目、田。面積102㎡外〇〇筆の計17,922㎡。権利を取得した事由は、相続で、権利を取得した日は、平成30年12月4日。届出日は、平成31年2月21日。あっせん等の希望はありません。

以上です。

次のページをお開きください。番号3。通知者。所有者。嘉島町鯉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。取得者。嘉島町鯉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件、大字鯉字下田地番〇〇〇〇。地目、田。面積692㎡。同じく大字鯉字下田地番〇〇〇〇。地目、田。面積2,973㎡。同じく大字鯉字下田地番〇〇〇〇。地目、田。面積2,989㎡。同じく大字鯉字下田地番〇〇〇〇。地目、田。面積2,974㎡。同じく大字鯉字無田地番〇〇〇〇。地目、田。面積1,079㎡。同じく大字鯉字無田地番〇〇〇〇。地目、田。面積1,923㎡。同じく大字鯉字瀬剥地番〇〇〇〇。地目、田。面積3,010㎡。同じく大字鯉字瀬剥地番〇〇〇〇〇。地目、田。面積298㎡。同じく大字鯉字瀬剥地番〇〇〇〇〇。地目、田。面積741㎡。同じく大字鯉字中鶴地番〇〇〇〇〇-〇。地目、田。面積443㎡。同じく大字鯉字長橋地番〇〇〇〇〇。地目、田。面積356㎡。合計の17,478㎡。権利を取得した事由は相続で、権利を取得した日は、平成31年2月4日。届出日は平成31年3月1日。あっせん等の希望はありません。



ただきたいと思います。利用権の設定者。登録区分。利用権設定する土地。利用内容。存続期間。反当りの小作料の順に説明をいたします。

〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。北甘木字柳ノ本〇〇〇〇番地。田の437㎡。米・麦・大豆。5年。反当り90KG。物納でございます。

次、4ページをお開けください。利用権の設定。〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。北甘木字野部田〇〇〇〇－〇。田の2,719㎡外〇筆の合計4,952㎡。米・麦・大豆。5年。反当り90KG。物納でございます。

5ページです。利用権の設定。〇〇〇〇。〇〇〇〇。再設定。北甘木字柳ノ本〇〇〇〇番地。田の1,059㎡外〇筆の合計6,205㎡。米・麦・大豆。5年。反当り90KG。物納でございます。

以上で〇〇委員の案件の説明を終わります。

議 長 ただいま詳しい説明がございましたが、何かご意見・ご質問ございましたでしょうか。何もないようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。〇〇委員の入室を許可します。  
(〇〇委員入室)  
承認されました。

〇〇委員 はい。ありがとうございました。

議 長 それでは残りの件について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい。それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。利用権の設定の計画が7件の面積が22,748㎡。うち、再設定が2件の

12, 347㎡です。

それでは、議案書の一覧表2ページをご覧いただきたいと思ます。区分・期間・借り手氏名・現経営面積・利用権の面積・合計・備考の順に説明をいたします。

賃借権の設定、5年。○○○○、3件。180,903㎡。田の11,594㎡。180,903㎡。更新でございます。同じく賃借権の設定、6年10か月。○○○○○○○○、3件。田の10,374㎡。新規でございます。賃借権の設定10年。○○○○。田の780㎡。780㎡。更新でございます。

次に個別に説明をいたします。3ページ、4ページ、5ページは先ほど承認をいただきましたので、6ページから説明をいたします。利用権の設定、○○○○○○○○。○○○○。新規。上六嘉字今町○○○番地○。田の2,005㎡外○筆の5,739㎡。水田。6年と10か月。1筆が反の19,102円と、反の22,321円と、反の19,927円でございます。

次、7ページです。利用権の設定。○○○○○○○○。○○○○。新規。上六嘉字今町○○○○-○。田の1,013㎡外○筆の2,865㎡。水田。6年と10か月。反当り20,000円です。

次、8ページです。利用権の設定。○○○○○○○○。○○○○。新規。下六嘉字平柳○○○-○田の880㎡外○筆の1,770㎡。6年と10か月。反当り15,000円です。

次、利用権設定。○○○○。○○○○○○。再設定。下仲間字小口○○○-○の内。田の780㎡。米・麦・大豆。10年。反当り60KGの物納でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、集積計画の内容が、町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上で議案第34号の説明を終わります。

議長 　　ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。何も無いようでしたら承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第35号 春の農作業基準賃金の設定について

議長 続きまして、議案第35号平成31年度春の農作業基準賃金の設定について議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第35号の冊子1枚めくっていただきまして、それでは説明させていただきます。農業者の情報提供ということで、農作業賃金情報をお諮りしておりますが、今月は平成31年度春の農作業賃金についてご審議いただきたいと思います。平成31年度春の農作業賃金につきましては、空欄にしております。右側の表ですね。空欄になっております。参考に30年度、昨年度の春の基準賃金を載せておりますので、昨年と比較して変更した方がよい作業賃金等あればご意見いただきたいと思います。これは個人間での農作業委託料の目安となります。ちなみにここ数年は据え置きとなっております。よろしくご検討のほどお願いします。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がございましたが、平成30年度の基準賃金より変更した方がよいという作業があればご意見をお願いいたします。平成31年も昨年同様で。

○議案第36号 農地法第52条の情報提供について

議長 続きまして、議案第36号農地法第52条に基づく情報提供について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第36号の冊子1枚めくっていただきまして農地の賃借料情報提供とお示しさせていただいております。農地法第52条には、「農業委員会は農地の農業上の利用増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、賃借等の動向、その他農地に関する情報の収集、整理、分析、および提供を行うものとする。」とされております。この条文に基づき、本農業委員会でも毎年、賃借料の情報提供を行っております。

議案第36号の冊子をご覧ください。平成21年度の農地法改正でそれまで農業委員会で定めていた標準小作料が廃止されましたので、

今年も昨年と同様、実勢価格をもとにした情報を提供することになります。平成30年の1月から12月までに町で公告された小作料についてご覧のとおり集計結果を出させていただいております。なお、お示ししている価格は全て10a、一反あたりの価格となっております。

嘉島町全域での田の平均額が15,525円、最高額が34,246円、最低額が3,363円です。畑については、平均額が8,865円、最高額が20,449円、最低額が1,000円となっております。

物納につきましては平均額が68KG、最高が100KG、最低が34KGとなっております。こちらも10aあたりの数量です。平成30年の保有米価格は一俵あたり13,860円でしたので、申し添えます。

このほか、小作料の発生しない使用貸借の契約もありました。

この資料は後日、農家小組合長を通じて農家全戸へ配布予定です。

農地の賃貸借情報の提供についての説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から詳しい説明がございましたが、この件について何かご意見・ご質問ございませんでしょうか。

議 長 ○○くん。ここに最低額、最高額でありますよね。

事務局 はい。

議 長 1円まででもらえば。

事務局 はい。

議 長 そう言う契約はありますか。

事務局 結局利用権設定は反当りなのですよ。10aあたりで面積はバラバラなので一反当りに換算してしまうわけですよ。

○○委員 一筆当りもあると。

事務局 一筆当りもあります。これで何十何円で出てしまうと。小数点以下が出てきます。

〇〇委員　　これ去年よりちょっと上がったんですかね。去年は1万4千いくらだったでしょう。

議　　長　　去年のデータあるね。

事 務 局　　ここにはありません。

〇〇委員　　なら大丈夫です。ちょっと気になったもので。

議　　長　　すみません。ここにデータがございませんので、まあ次にでも。これはあくまでもデータを各農家に通知するというので。  
他に何か意見はございませんでしょうか。何も無いようでしたら、この実績に基づいた情報を周知するというのでよろしいでしょうか。

委　　員　　はい。(委員一同)

議　　長　　ありがとうございます。それでは議案のとおり承認させていただきます。

○議案第37号 下限面積の設定について

議　　長　　続きまして、議案第37号下限面積の設定についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局　　はい。議案第37号の冊子1枚お開きいただいて、37号下限面積の設定について説明いたします。

平成21年6月農地法改正に伴い、下限面積要件については毎年総会で諮ることになりました。

下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定、都府県におきましては50a、五反、北海道におきましては2ha以上にならないと許可は出来ないとするものです。

なお、農地法上で定められている下限面積、都府県につきましては50a、五反、北海道については2ha以上が、地域の平均的な



経営規模や耕作放棄地の状況などからみてその地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができることにもなっております。

現在、本町は下限面積を県基準の50a、五反で設定しています。本町は集団的な土地利用をしているため、安易な農地取得がこの営農体系を崩すことのないよう50a、五反を維持する必要があるという理由で設定されたものですが、来年度もそのまま維持でいくのか、それとも町で別の面積を定めるのか、ご意見をいただければと思います。なお、参考資料としまして別段面積を定めている市町村の一覧を載せております。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 　　ただいま事務局から説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

〇〇委員 　熊本市あたりとか城南とかこの辺の近辺のものはないの。

議長 　　これにないということは50です。

〇〇委員 　のっていないのは50。

事務局 　　はい。

議長 　　50以外がのっています。

〇〇委員 　法人のほうに委託すれば下がってもいいって言われなかったですか。

議長 　　この前のあれでしょう。

事務局 　　町の嘱託登記ですね。あれは構成員であれば、その50aの要件については満たさなくても。

議長 　　一反でも一瀬でもいいのですか。

事務局 　　構成員であればですね。

○ 委員 私はそのままでいいと思います。なぜかというのは、条件あたりもすごく嘉島町の場合は良いからですね。特段設けてまで面積を定める必要はないと思います。

議 長 下限面積を定めるのは過疎地とか市街化区域のところも下げているのですよ。条件の悪いところは下げている。嘉島の場合は平たん地域で耕作放棄地もそうありませんので。安易に下げたらまたよけいに悪さがあります。まあ、〇〇〇〇〇〇〇の構成員はこの前説明があったように農地取得出来ますので。

〇〇委員 なら関係ないわけ。

議 長 そうです、そうです。逆に農業以外とかあの人たちが参入した時に、下限面積を下げれば、一反買えばできるのだ、ということになりますよね。あんまり下げたら。

何もないようでしたら現行通りでよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは現行どおりとさせていただきます。本日提案されました案件は、すべて終了いたしました。

続きまして、その他となっております。委員の皆様から何かございませんでしょうか。

ないようでしたら事務局から何かございませんでしょうか。

事務局長 はい。すいません、あの冒頭の会長の挨拶でもありましたように現農業委員さんが3月31日までが任期満了となっているということで、今現在改選の手続きをしているところではございますけれども、あの今後の農業委員会の今後のスケジュールをですね、ちょっとお知らせをしておきたいと思います。

4月1日、月曜日にですね、新農業委員の任命書の交付式並びに第1回の農業委員会を役場の3階の会議室で9時30分より行う予定です。いつも4月1日ということで。3年前もずっと4月1日に辞令交付式というような形でですね。一応あくまでも予定ですけどもしております。9時半からです。正式にまたご案内を差し上

げたいと思います。先ほど会長からありましたように、委員の任命の同意案件をですね、今回の議会の方で提出する予定ですので正式に決まったらですねまた皆様にご案内を差し上げたいと思います。

それですね、4月の総会ですけれども、一応4月10日水曜日ということで、皆様のご都合はどうですかね。

事務局長     それなら、朝9時半ということで一応予定をします。またご案内をしますのでよろしく願いいたします。

議     長     それでは、本日の農業委員会はこれもちまして閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成31年3月11日

会 長     下   田     司

委 員     村   上   卓   也

委 員     友   田     廣